

住宅金融公庫の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

「期末手当については、役員給与規程にて「勤務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる」と規定している。

役員報酬基準の改定内容

平成17年の国家公務員の給与改定の例に準じて、同年12月から俸給月額及び期末手当支給月数の改正を行った。

(俸給月額)

	改正前	改正後
総裁	1,226千円	1,222千円
副総裁	1,054千円	1,050千円
理事	911千円	908千円
監事	824千円	821千円

(期末手当支給月数)

	改正前	改正後
	3.30月/年	3.35月/年

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任
総裁	21,825	14,749	5,157	1,770 149 (調整手当 通勤手当)	8月2日1名	8月2日1名
副総裁	18,581	12,632	4,433	1,516 (調整手当)	8月2日1名	8月1日1名
理事 (6人)	103,295	65,520	28,893	7,698 1,184 (調整手当 通勤手当)	7月1日1名	6月30日1名 3月31日1名
監事 (1人)	15,640	9,876	4,358	1,185 221 (調整手当 通勤手当)		

注:「調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注:年度途中で就任(又は退任)した総裁・副総裁・理事については、1月を1/12人と換算して記載した。

注:勤務実績に応じた期末手当の増額・減額は行っていない。

3 役員退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績助案率	摘要
総裁	39,196	8	3	17.8.2	1.0	在職期間のうち、平成16年度以前の期間に係る退職手当を支給した(業績助案率導入以前分(平成9年6月～平成15年12月):36,897千円、業績助案率導入以降分(平成16年1月～平成17年3月):2,299千円)。なお、平成17年度以降の期間に係る退職手当は退職時に業績助案率が未決定であったため支給していない。
副総裁	4,042	2	2	17.8.1	1.0	在職期間のうち、平成16年度以前の期間に係る退職手当を支給した(業績助案率導入以前分(平成15年6月～平成15年12月):2,066千円、業績助案率導入以降分(平成16年1月～平成17年3月):1,976千円)。なお、平成17年度以降の期間に係る退職手当は退職時に業績助案率が未決定であったため支給していない。
理事A	5,698	3	3	17.6.30	1.0	在職期間のうち、平成15年度以前の期間に係る退職手当を支給した(業績助案率導入以前分(平成14年4月～平成15年12月):5,357千円、業績助案率導入以降分(平成16年1月～平成16年3月):341千円)。なお、平成16年度以降の期間に係る退職手当は退職時に業績助案率が未決定であったため支給していない。
理事B	2,583	1	2	16.7.31	1.0	支給額は、当該役員に対して平成16年度に一部支給されている2,127千円を含む。
監事A	2,336	1	2	16.7.31	1.0	支給額は、当該役員に対して平成16年度に一部支給されている1,924千円を含む。

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項
人件費管理の基本方針

国会の議決を経て決定された定員及び人件費の範囲内で厳格に人件費管理を行っている。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

人事院勧告を受けた閣議決定を踏まえ給与水準を決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務成績の状況を勘案し、昇格・昇給の是非を判断。
また、勤勉手当については、勤務成績を支給月数に直接反映。

(能率、勤務成績が反映される給与の内容)

給与種目	制度の内容
本俸	昇格・昇給前の一定期間の勤務成績の状況を勘案し、昇格は上位等級の職務を遂行する能力の有無を、また、昇給は昇給の是非をそれぞれを判断して決定。
勤勉手当	勤勉手当の支給時期に応じ査定期間を半期に分け、その間の勤務成績を特に優秀・優秀・良好・不良の4区分に分類した上で、その区分ごとに支給月数の差を設け決定。

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

・平成17年の国家公務員の給与改定の例に準じて、同年12月から本俸並びに家族加給の月額及び勤勉手当支給月数の改正を行った。

(本俸)
平均0.33%引き下げ

(家族加給)

配偶者分	改正前	改正後
	13,500円 / 月	13,000円 / 月

(勤勉手当支給月数)

	改正前	改正後
8・9等級	1.8月 / 年	1.85月 / 年
6・7等級	1.4月 / 年	1.45月 / 年
1～5等級	1.7月 / 年	1.75月 / 年

上記支給月数は勤務成績を勘案する前のものである。

・その他、給与水準の適正化に関する取組みとして、「給与水準の比較指標について参考となる事項」欄記載の取組みを行った。

2 職員給与の支給状況
職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	906	39.0	8,226	5,851	142	2,375
事務・技術	903	39.0	8,229	5,852	142	2,377
研究職種	該当なし					
教育職種	該当なし					
その他	3	55.5	7,472	5,435	193	2,037

在外職員	該当なし					
------	------	--	--	--	--	--

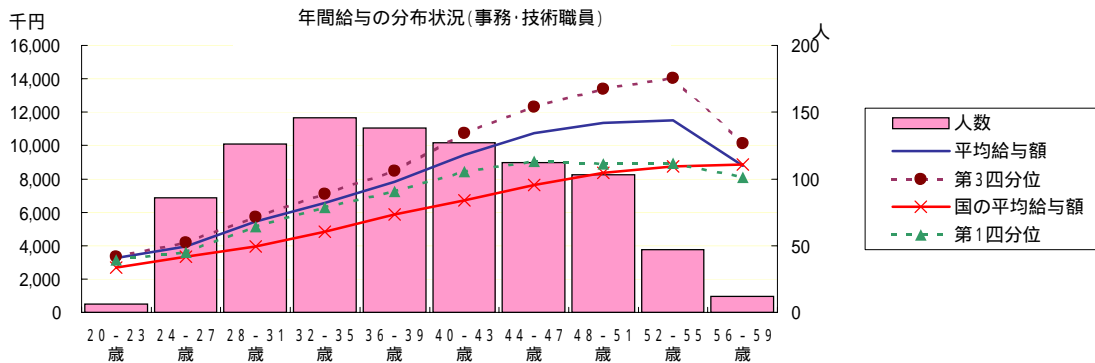
任期付職員	該当なし					
事務・技術						
研究職種						
教育職種						

再任用職員	該当なし	人	歳	千円	千円	千円	千円
	事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	該当なし	人	歳	千円	千円	千円	千円
	事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。
注:その他の区分は、自動車運転手、薬剤師及び電話交換手である。

年間給与の分布状況(事務・技術職員)(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、まで同じ。)



注: 年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・本店課長	61	44.5	10,865	11,579	12,460
・本店係員	17	32.2	4,561	4,972	5,127

職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級	9等級
標準的な職位		係員	係員	副調査役	調査役	調査役	グループ長	課長	部長 支店長	部長
人員	903	25	106	167	180	187	126	68	44	0
(割合)		(2.8%)	(11.7%)	(18.5%)	(19.9%)	(20.7%)	(14.%)	(7.5%)	(4.9%)	(0.0%)
年齢(最高-最低)		26~23	58~24	59~26	56~30	59~34	55~38	56~43	56~47	~
所定内給与年額(最高-最低)		2,745 ~2,236	4,561 ~2,421	5,990 ~2,882	6,868 ~3,875	8,432 ~4,505	9,123 ~5,822	10,144 ~7,674	10,924 ~8,258	~
年間給与額(最高-最低)		3,682 ~3,103	6,245 ~3,379	8,291 ~3,998	9,636 ~5,486	11,860 ~6,513	12,913 ~8,407	13,959 ~9,329	15,535 ~10,119	~

賞与(平成17年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	64.7%	65.7%	65.2%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.3%	34.3%	34.8%
	最高～最低	45.2～28.2%	43.2～28.0%	42.7～28.1%
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.0%	62.2%	63.0%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.0%	37.8%	37.0%
	最高～最低	40.5～29.9%	41.9～21.0%	40.3～26.4%

職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

135.0

給与水準の比較指標について参考となる事項
【対国家公務員のラスパイレス指数が高い理由】

勤務地に関する事項

- ・国は勤務地が全国広範囲に所在する一方、当公庫の勤務地は主に大都市部に所在する。
- ・国は調整手当10%以上支給地に勤務する者の割合が39%、非支給地に勤務する者の割合が42%となっているが、当公庫では同手当10%以上支給地に勤務する職員の割合が68%、同非支給地に勤務する職員の割合が13%となっており、勤務地の所在状況が当公庫の給与水準に一定の影響を与えている。

職員の学歴に関する事項

- ・当公庫は我が国唯一の住宅金融を専門とする特殊法人であり、住宅金融業務及び更に高度な金融技術を駆使する証券化支援業務を担うに足る専門知識・業務遂行能力を有する人材が求められる。
- ・こうした人材を確保する観点から、当公庫では大卒者以上の占める割合が77%と高く(国は46%)、職員の学歴も当公庫の給与水準に一定の影響を与えている。

勤務地及び職員の学歴を勘案した場合の給与水準

上記の当公庫の勤務地や職員の学歴の状況を勘案した場合の給与水準の指数は(対国家公務員)は126.0となる。

その他考慮すべき事項

当公庫は住宅金融を専門とする金融機関であり、業務を円滑かつ適切に遂行するためには、住宅金融、証券金融等専門的かつ高度な金融技術や金融業務能力を有する優秀な人材を確保し、活用していくことが必要不可欠であることから、給与水準にも配慮する必要がある。

【給与水準の適正化に関する取組状況】

当公庫では給与をより適正な水準とするための取組みとして、職員の本俸を平均6%引き下げるとともに、平均定期昇給率を国の1/2程度に抑制する給与体系を導入し、管理職職員にあっては平成17年10月、一般職職員にあっては平成18年4月に同体系に移行している。

総人件費について

区 分	当年度 (平成17年度) 千円
給与、報酬等支給総額 (A)	9,156,813
退職手当支給額 (B)	1,162,969
非常勤役員等給与 (C)	971,513
福利厚生費 (D)	1,458,058
最広義人件費 (A + B + C + D)	12,749,353

総人件費について参考となる事項

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況について

平成18年度においては、平成17年度の水準に比べて役職員の定員及び人件費を2%以上削減し、また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めている。

なお、平成19年度から平成22年度までの総人件費改革については、平成19年4月に設立される独立行政法人住宅金融支援機構の中期目標及び中期計画において定めるものとする。

法人が必要と認める事項

特になし